

様式第九（第4条関係）

新事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に係る照会書

令和7年3月25日

国家公安委員会
経済産業大臣 武藤 容治 殿

東京都千代田区神田淡路町1丁目7-14
株式会社アイアンマン
代表取締役社長勅使川原雄貴

産業競争力強化法第7条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

インターネットとスマートフォンの普及に伴い、気軽にゲームをプレイできるようになり、オンラインゲームは大きな市場を形成するまでになっています。当社はインターネットを通じて、現行風営法で規定されている遊技機を模したオンラインゲーム（以下「すろすぽ7」という。）の提供を検討しております。このビジネスを創造するに至った経緯として、娯楽の多様化が進む中、パチンコ業界の①市場規模の減少、②ホール店舗数の減少、③遊技人口の減少があげられます。これらの減少の背景には、パチンコが手軽に遊べなくなった、パチンコホールに来店しないと遊べない等が起因していると考えられます。

近年、パチンコ離れした一部ユーザーが違法なオンラインカジノに流れているという状況を鑑み、当社は、合法的な枠組みの中で、より安全で健全なオンラインゲームを提供したいと考えています。

新たなゲームジャンルを創出し、多くの方に楽しんでいただけるような市場を形成することを目指します。

2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動により生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

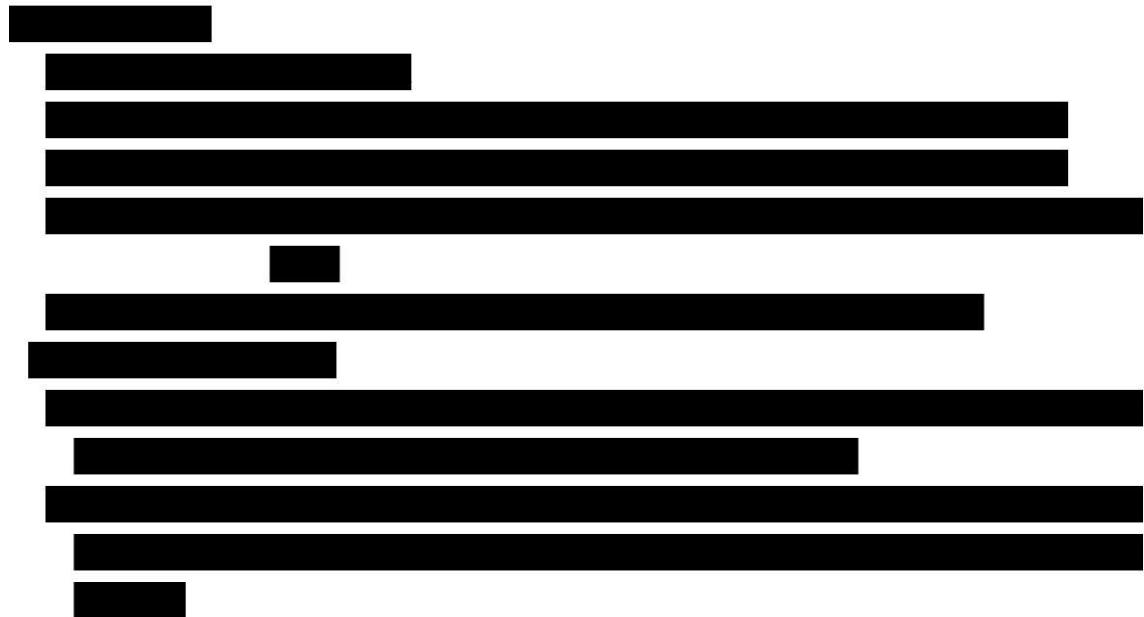
本事業は「新たな役務の開発又は提供」に該当すると考えている。パチンコという既存の娯楽に、オンラインゲームの利便性とesportsの競技性を融合させることで、新たなエンターテインメントの市場を創出できると考えます。パチンコ市場は大幅に縮小している一方で、esportsやソーシャルゲーム市場は成長を続

けています。この市場の構造変化を捉え、パチンコユーザーの潜在的な需要を掘り起こすことで、新たな市場を開拓できると考えています。

【需要獲得見込み】



3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容





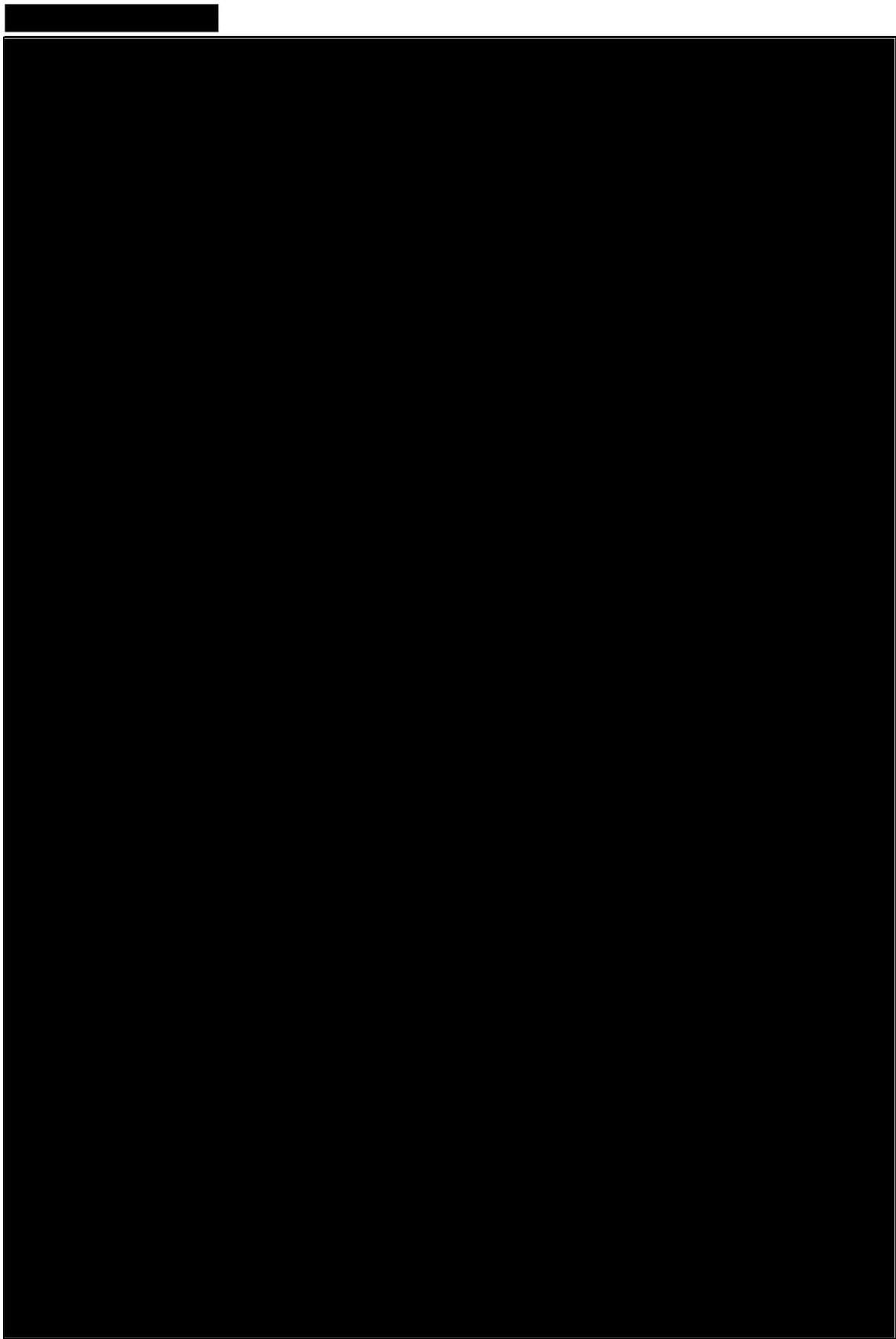
ANSWER

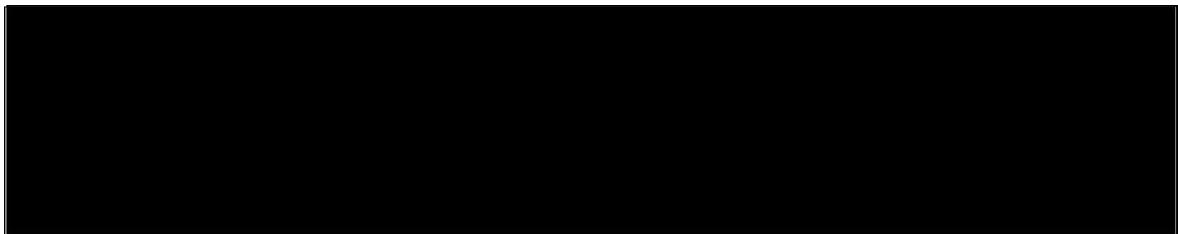
A large black rectangular redaction box covers the majority of the page content, from approximately y=78 to y=250. It is positioned above a thin horizontal black bar at the top of the page.

A long black horizontal bar with a small black square at the bottom left corner.

[REDACTED]

Term	Percentage
GMOs	~85%
Organic	~95%
Natural	~95%
Artificial	~85%
Organic	~95%
Natural	~95%
Artificial	~85%
Organic	~95%
Natural	~95%
Artificial	~85%

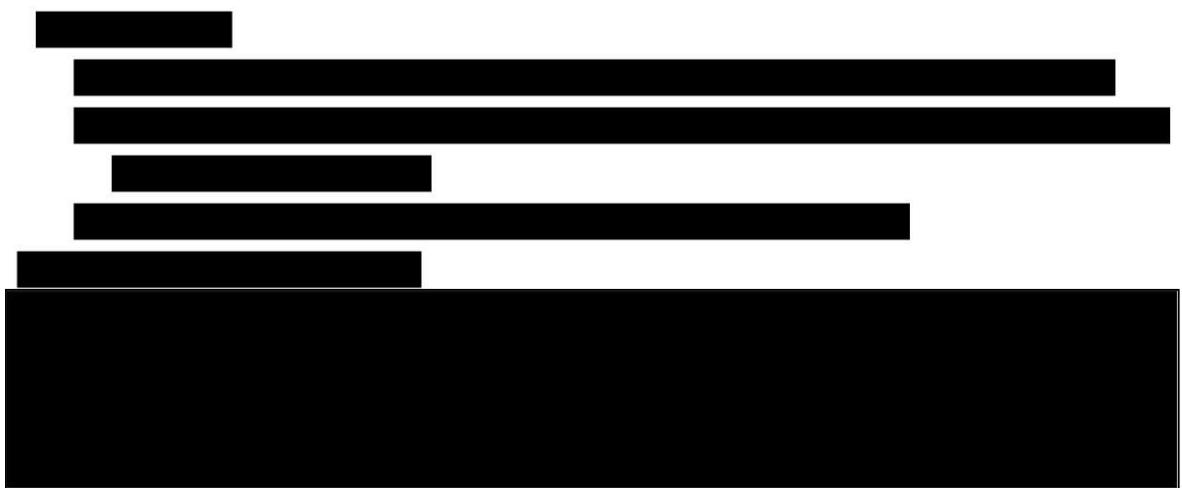




Term	Percentage
GMOs	~10%
Organic	~85%
Natural	~75%
Artificial	~10%
Organic	~85%
Natural	~75%
Artificial	~10%
Organic	~85%
Natural	~75%
Artificial	~10%

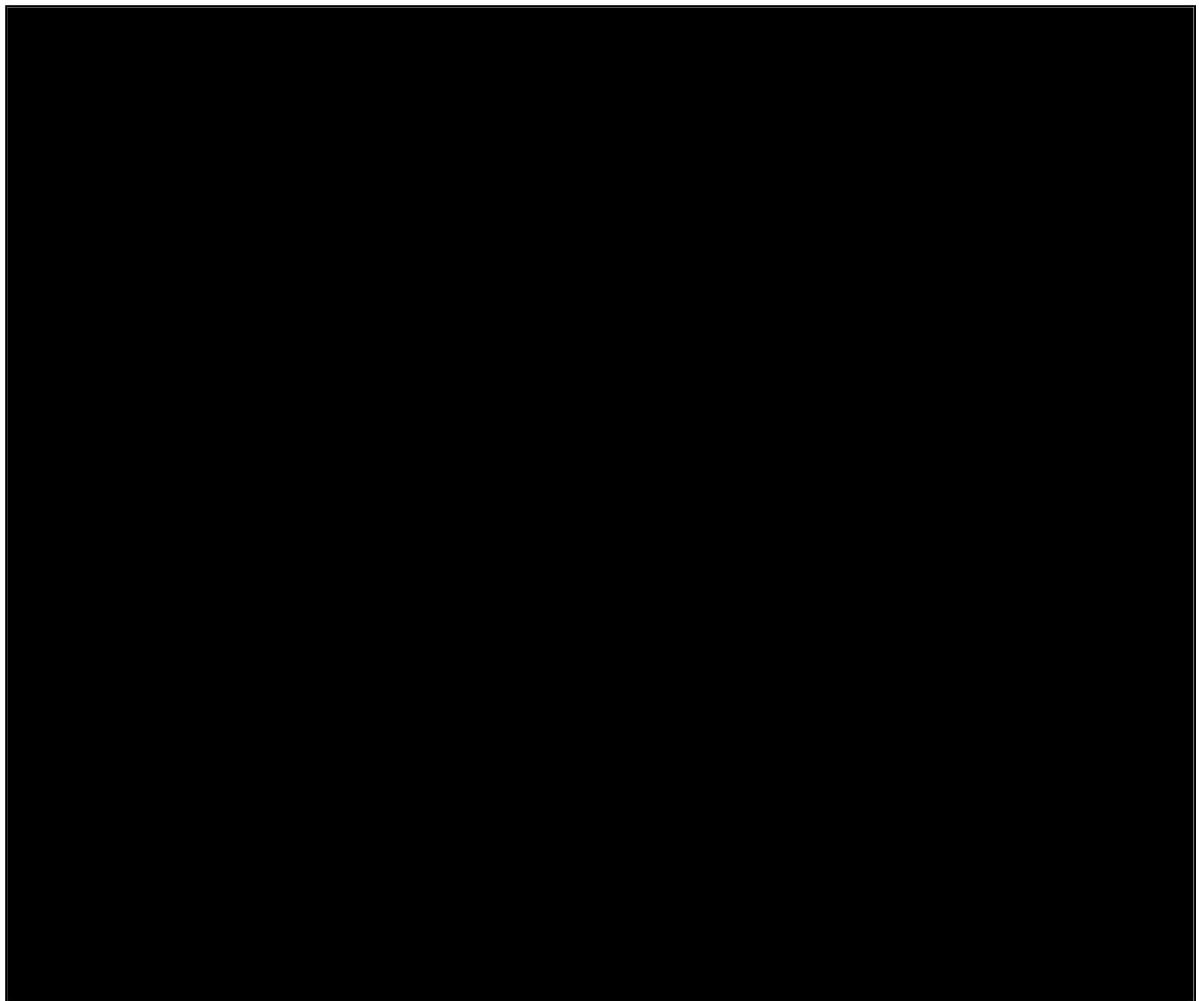
10. The following table summarizes the results of the study. The first column lists the variables used in the model, the second column lists the estimated coefficients, and the third column lists the standard errors of the estimates.

Term	Percentage
GMOs	~95%
Organic	~90%
Natural	~85%
Artificial	~75%
Organic	~70%
Natural	~65%
Artificial	~60%
Organic	~55%
Natural	~50%
Artificial	~45%

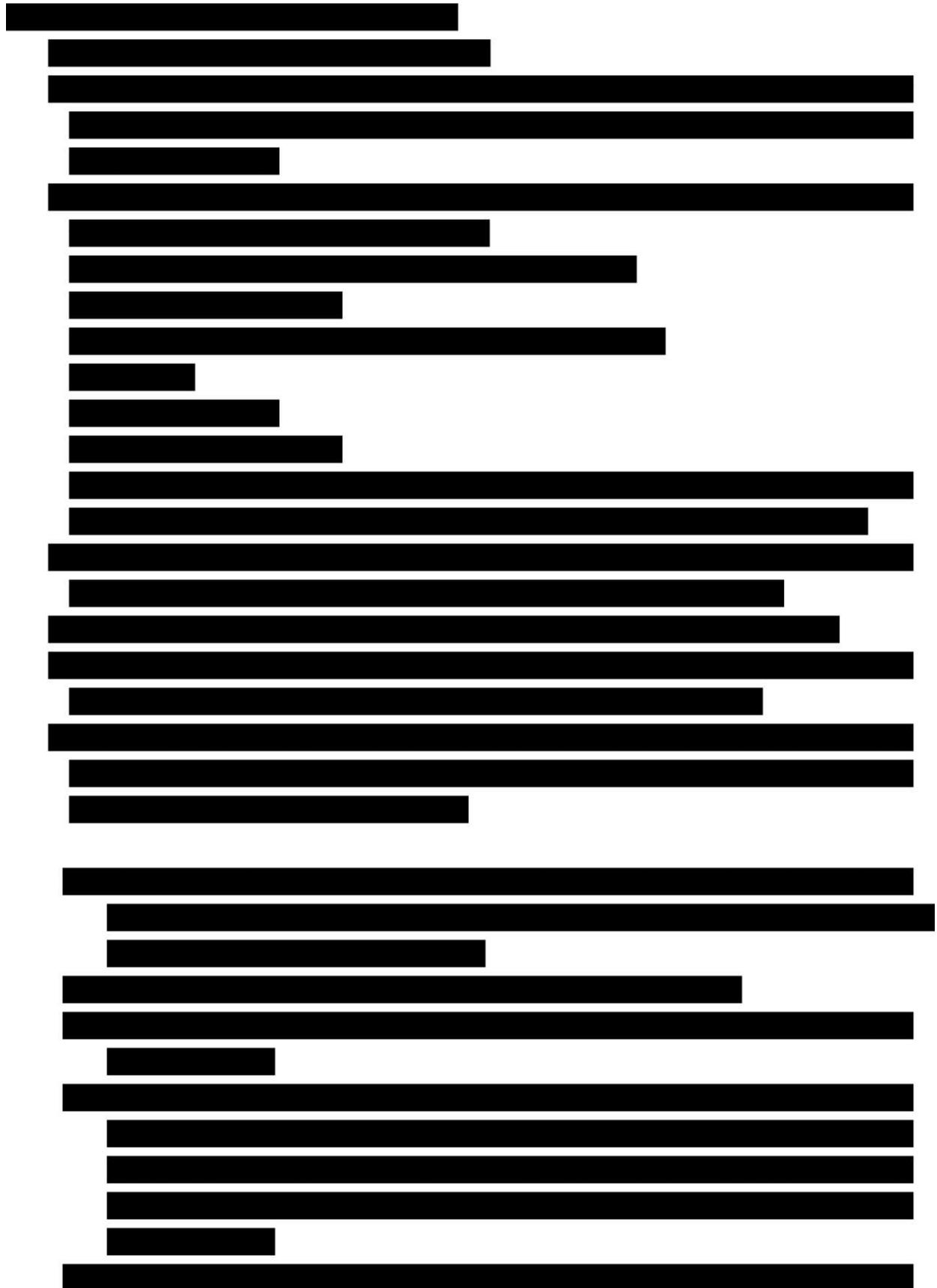


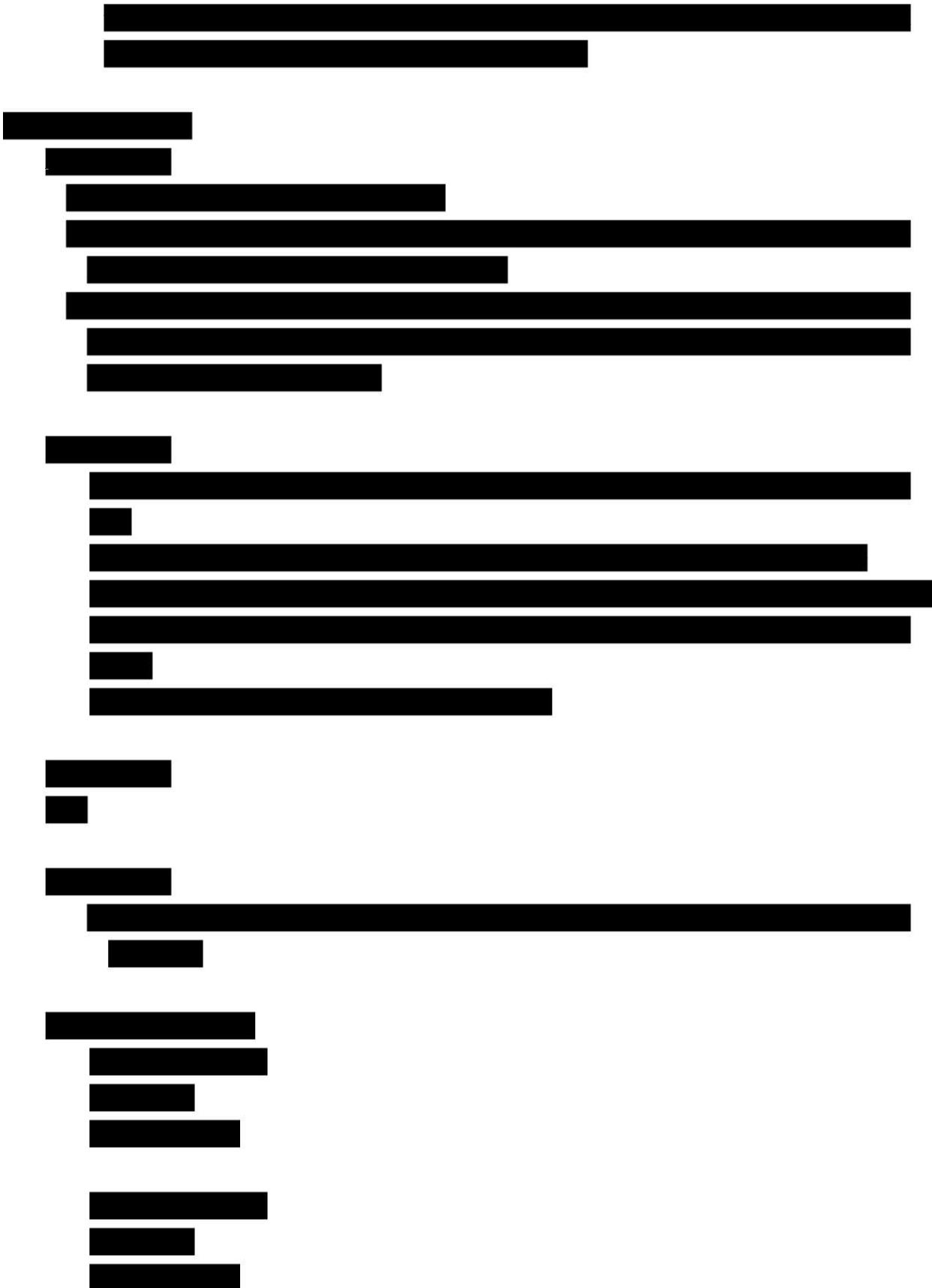


[REDACTED]



イ 賞金大会について







4. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期

本照会の回答を受領次第速やかに開始予定

5. 解釈及び適用の有無の確認を求める規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

(用語の意義)

第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。
一～三（略）

四 まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業

五 スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）

（遊技場営業者の禁止行為）

第二十三条 第二条第一項第四号の営業（ぱちんこ屋その他政令で定めるものに限る。）を営む者は、前条第一項の規定によるほか、その営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 現金又は有価証券を賞品として提供すること。

二～四（略）

2 第二条第一項第四号のまあじやん屋又は同項第五号の営業を営む者は、前条第一項の規定によるほか、その営業に関し、遊技の結果に応じて賞品を提供してはならない。

3（略）

6. 具体的な確認事項並びに規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈及び当該規定の適用の有無についての見解





7. その他

